

4人に1人が高齢者になることが予想されています。

まさに今、私たちの国は、高齢化の坂を急速に駆け上がっていることがわかります。

本格的な高齢化社会の到来により、寝たきりや痴ほうの高齢者の増加、介護期間の長期化など介護ニーズはますます増大することが見込まれています。

その一方で、これまでの要介護者を支えてきた家族をめぐる状況も変わってきました。核家族化の進行、家庭介護の担い手であった女性の社会進出、介護する家族の高齢化、少子化など、介護の問題は家族にとって大きな負担となってきました。

確かに介護を取り巻く環境は、さまざまです。

それでは亀吉さん、鶴代さんのどちらかに介護が必要になった場合を考えてみましょう。

子どもは娘ひとり、遠く離れて暮らしています。また、夫と共に働きながら、小さな子どもを養育しています。

近い将来、娘さんに介護してもらうことになった場合、大きな負担を掛けることになるのではないのでしょうか。

亀吉さんのお宅のような例は、現在、そしてこれからの社会を考えると、決して特別な例ではありません。

長寿は、だれもが願うもの。健康で人の世話にならず、元気に歳を重ねたい。しかし、すべての方のこのようない願いがかなうわけではありません。

家庭での介護能力が低下し限界が生じてきた状況のもとで、介護を必要とする

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、社会全体で支えようとして設けられたのが昨年4月からスタートした『介護保険制度』です。

40歳以上の全国民が被保険者として保険料を納め、介護が必要になったとき、認定を受けて各種のサービスを介護サービス計画（ケアプラン）に基づき受けることができるようになります。

どうして10月から保険料が2倍なの？

「でもねー」と鶴代さん。「今年の10月からの保険料がこれまでの2倍になったのは、なぜなの？」

「それから、わしの分の保険料は、年金から天引きされるが、鶴代の分を、毎月納めに行くのはとても面倒じゃ。何か良い方法はないのかなあ」と、亀吉さん。

高齢者の保険料に関する特別措置が9月で終了します

それでは、はじめに介護保険の保険料について、説明しましょう。

介護保険サービスは、利用者負担1割を除く残り9割を、加入者が納める保険料（50歳）と国・地方自治体の公費（50歳）によって賄われます。被保険者は、65歳以上（第1号被保険者）と40歳から64歳まで（第2号被保険者）に分けられます。

第1号被保険者の介護保険料は被保

険者本人の4月1日現在の所得状況や世帯の状態に応じて5段階に分かれており【表1】、原則として年金（老齢

段階	段階区分
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税
第2段階	世帯全員が市民税非課税
第3段階	本人が市民税非課税（世帯の中に市民税課税の人がいる）
第4段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が250万円未満
第5段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が250万円以上

福祉年金、遺族年金、障害年金などを除く）の額が年間18万円以上の方は年金から天引き（特別徴収【表2】）、それ以外の方は市から送られてくる納入通知書で納付します（普通徴収【表3】）。

一方、第2号被保険者については、社会保険や共済組合、船員保険、国民健康保険など各保険者ごとに算出した計算方法を基に保険料が決まり、医療保険料に上乗せされます（国民健康保険加入者は、医療保険分に介護保険分を上乗せされ、国民健康保険税として世帯主の方に納めていただきます）。

それでは、なぜ亀吉さんと鶴代さんの介護保険料が10月分から、2倍の額になったかを説明しましょう。

（単位：円）

年度	段階区分	4月	6月	8月	10月	12月	2月	年間保険料
平成13年度	第1段階	1,400	1,400	1,400	3,100	3,000	3,000	13,300
	第2段階	2,200	2,200	2,200	4,600	4,400	4,400	20,000
	第3段階	2,900	2,900	2,900	6,100	5,900	5,900	26,600
	第4段階	3,700	3,700	3,700	7,400	7,400	7,400	33,300
	第5段階	4,400	4,400	4,400	9,000	8,900	8,900	40,000
平成14年度	第1段階	3,000	3,000	3,000	2,900	2,900	2,900	17,700
	第2段階	4,400	4,400	4,400	4,600	4,400	4,400	26,600
	第3段階	5,900	5,900	5,900	6,000	5,900	5,900	35,500
	第4段階	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	44,400
	第5段階	8,900	8,900	8,900	9,000	8,800	8,800	53,300

介護保険料は今まで国が行った『介護保険法の円滑な実施のための特別対策』で、介護保険制度の新しい仕組みや介護料の負担に高齢者（第1号被保険者）が慣れるまでの措置として、制度実施から半年間は高齢者から保険料を徴収せず、また、その後1年間は、高齢者の保険料を2分の1に軽減する特別措置を行いました。その結果、第1号被保険者には昨年4月から9月までは保険料がかからず、昨年10月から今年の9月までは本来の額の半分を納めていただいていたいました。今年の10月